定款

公益財団法人 長野県建設技術センター

公益財団法人長野県建設技術センター定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人長野県建設技術センター(以下「技術センター」 という。)と称する。

(事務所)

第2条 技術センターは、主たる事務所を長野県長野市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 技術センターは、長野県内の地方公共団体が施行する建設事業等の社会資本整備に係わる技術支援事業を行い、もって地域の振興発展及び公共の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(公益目的事業)

- 第4条 技術センターは、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
 - (1) 技術相談、災害等緊急時への対応及び検査等の事業
 - (2) 十木事業の積算及び積算システム提供等の事業
 - (3) 社会資本整備等に関わる品質管理のための建設材料試験事業
 - (4) 土木事業を担う人材育成のための技術の研修、社会資本整備に資する活動の 普及啓発及び助成等の事業
- 2 前項の事業は、長野県において行うものとする。

(その他の事業)

- 第5条 技術センターは、前条の公益目的事業の推進に資するために、次の事業を 行う。
 - (1) 建設事業等の施工監理事業
 - (2) その他技術センターの目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、長野県において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

- 第6条 基本財産は、技術センターの目的である事業を行うために不可欠な財産と して理事会及び評議員会で定めたものとする。
- 2 基本財産は、技術センターの目的を達成するために善良な管理者の注意をもって 管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産か ら除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第7条 技術センターの事業年度は、毎事業年度4月1日に始まり翌年3月31日 に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第8条 技術センターの事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込み を記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、 理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する 場合も、同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了 するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第9条 技術センターの事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長 が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を受けなければならない。
 - (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号、第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告

- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算出)

第10条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則 第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得 財産残額を算出し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

- 第11条 技術センターに評議員3名以上6名以内を置く。
- 2 評議員は、非常勤とする。

(評議員の選任及び解任)

- 第12条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。
- 2 評議員を選任する場合は、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
 - (1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
 - イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
 - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情に ある者
 - ハ 当該評議員の使用人
 - ニ ロ又はハに掲げる者以外のものであって、当該評議員から受ける金銭その 他財産によって生計を維持しているもの
 - ホ ハ又は二に掲げる者の配偶者
 - へ ロから二までに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を 一にするもの
 - (2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイからニに該当する評議員の合計 数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

- 口 使用人
- ハ 当該他の同一団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する

社員である者。

- ニ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員又は地方公共団体の議会の議員を除く。)である者
 - ① 国の機関
 - ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に 規定する大学共同利用機関法人
 - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。) 又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

(評議員の任期)

- 第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに 関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任し た評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第 11 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第14条 評議員に対して、各年度の総額が300万円を超えない範囲で、評議員会に おいて別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給す ることができる。

第5章 評議員会

(構成)

第15条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

- 第16条 評議員会は、次の事項について決議する。
 - (1) 理事及び監事の選任又は解任
 - (2) 理事及び監事の報酬等の額

- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第17条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催 するほか、3月及び必要がある場合に開催する。

(招集)

- 第18条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき 理事長が招集する。
- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、 評議員会の招集を請求することができる。
- 3 評議員会の議長は、出席した評議員の中からの互選とする。

(決議)

- 第19条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (3) 定款の変更
 - (4) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議 を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数 を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の 枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

- 第20条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した評議員のうち2名及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員

(役員の設置)

- 第21条 技術センターに、次の役員を置く。
 - (1) 理事 3名以上6名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長、1名を専務理事とし、必要に応じて常務理事を1名置くことができる。
- 3 前項の理事長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

- 第22条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 理事長及び専務理事、常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他特別の 関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事につい ても同様とする。
- 4 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

- 第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務 を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、技術センターを代表し、その業務を執行し、専務理事及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び専務理事、常務理事は、毎事業年度4箇月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、技術センターの 業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

- 第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までと する。
- 4 理事又は監事は、第 21 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は 辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監 事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

- 第26条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
 - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第27条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第7章 理事会

(構成)

第28条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第29条 理事会は、次の職務を行う。
 - (1) 技術センターの業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 理事長及び専務理事、常務理事の選定及び解職
 - (4) 技術センターの規則等の改廃(評議員会の決議を必要とするものを除く。)

(招集)

- 第30条 理事会は理事長が招集し、その議長に当たる。
- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、専務理事又は常務理事が理

事長の職務を代行する。

(決議)

- 第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の 過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 197 条 において準用する同法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。
 - 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

- 第33条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。
- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条、第5条及び第12条についても適用 する。

(解散)

第34条 技術センターは、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功 の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第35条 技術センターが公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第36条 技術センターが清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第37条 技術センターの公告は、電子公告により行う。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定 等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例 民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第7条の規定にかかわら ず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日と する。
- 3 技術センターの最初の理事長は、原 悟志とする。
- 4 技術センターの最初の専務理事及び常務理事は、次に掲げる者とする。

 専務理事
 峯山
 強

 常務理事
 服部
 俊樹

5 技術センターの最初の評議員は、次に掲げる者とする。

徳竹 一臣 (弁護士)

清水 治良 (公認会計士)

小西 純一 (信州大学名誉教授)

片山 昌男 (長野県市長会 事務局長)

土屋 嘉宏 (長野県建設部建設政策課長)

附 則 (平成24年8月29日 一部改正) この定款は、平成24年9月1日から適用する。

附 則 (平成28年9月21日 一部改正) この定款は、平成28年9月21日から適用する。

附 則 (平成30年5月23日 一部改正) この定款は、平成30年5月23日から適用する。